

「勧告の方向性」と「見直し案」の対照表

「勧告の方向性」	「見直し案」
<p data-bbox="219 355 1066 424">独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p data-bbox="159 627 1106 775">独立行政法人国立病院機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p data-bbox="159 898 1106 1086">なお、本法人傘下の 143 病院は、本部主導により、様々な取組を通じて経営改善を着実に進めると同時に、他の病院では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療や、救急、周産期等の地域医療など採算性が保証されない分野の医療の提供にも取り組み、本法人全体として掲げた目標を高い水準で達成してきた。</p> <p data-bbox="159 1094 1106 1203">今後、以下の見直しを行うに当たっては、これまでの取組を継続するとともに、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行うものとする。</p> <p data-bbox="159 1267 546 1302">第 1 事務及び事業の見直し</p> <p data-bbox="159 1366 1106 1474">本法人は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域において医療の提供に課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。</p>	<p data-bbox="1205 355 2069 424">「独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案</p> <p data-bbox="1749 472 2069 541">平成 25 年 1 2 月 日 厚生労働省</p> <p data-bbox="1128 627 2076 892">「独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。</p> <p data-bbox="1128 898 2076 1086">なお、機構傘下の 143 病院は、本部主導により、様々な取組を通じて経営改善を着実に進めると同時に、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療や、救急、周産期等の地域医療など採算性が保証されない分野の医療の提供にも取り組み、機構全体として掲げた目標を高い水準で達成してきた。</p> <p data-bbox="1128 1094 2076 1203">今後、以下の見直しを行うに当たっては、これまでの取組を継続するとともに、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行うものとする。</p> <p data-bbox="1128 1267 1516 1302">第 1 事務及び事業の見直し</p> <p data-bbox="1128 1366 2076 1474">機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域において医療の提供に課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。</p>

このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにするものとする。

なお、次期中期目標等の策定に当たっては、本法人の病院の医療の質や機能を更に向上させるために、本法人が有する臨床評価指標等を活用するものとする。

このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにするものとする。

なお、次期中期目標等の策定に当たっては、機構の病院の医療の質や機能を更に向上させるために、機構が有する臨床評価指標等を活用するものとする。

1 診療事業

(1) 引き続き、国の医療政策として担うべき医療である5疾病・5事業や、在宅医療を推進するための地域連携、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療について、診療・臨床研究・教育研修を一体的に実施することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に貢献する。

(2) 災害医療など国の危機管理や積極的貢献が求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供する。

(3) 老朽化した建物の建替等を計画的に進めることにより、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図る。

2 臨床研究事業

(1) 機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験の推進、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、医療の標準化と出口戦略を見据えた医薬品・医療機器開発支援に取り組む。

(2) 機構の病院ネットワークを最大限有効に活用するため、DPCデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め、臨床研究のIT基盤の充実を図る。

第2 業務実施体制の見直し

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、各病院で分散して実施されており、管理業務の一部を集約化していたブロック事務所については平成25年度末に廃止予定となっている。

本法人の施設数（143病院等）や職員数（約7万人）などの規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上を図る。

また、チーム医療を推進するため特定行為（注）を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施する。

（注）特定行為とは、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ、高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為である。

第2 業務実施体制の見直し

機構の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、各病院で分散して実施されており、管理業務の一部を集約化していたブロック事務所については平成25年度末に廃止予定となっている。機構の施設数（143病院等）や職員数（約7万人）などの規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、機構全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

また、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進する。

さらに、経営環境を適確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進める。

第3 非公務員化の再検討

本法人の職員の身分については、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることから、本法人の職員の非公務員化について再検討するものとする。

第4 経営ノウハウの活用

本法人では、各病院において実施している様々な施策により、赤字病院の減少や借入債務の圧縮等経営改善が進んでいるが、これらの具体的な事例は本法人が運営する病院以外の他の病院にとっても参考になるものと考えられる。

このため、本法人はこれらの事例を通じて得た経験やノウハウを整理し、蓄積するとともに、厚生労働省においてもこれらを活用し、他の病院の経営改善に資するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

第3 非公務員化の再検討

機構の職員の身分については、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることから、職員の非公務員化について再検討するものとする。

第4 経営ノウハウの活用

機構では、各病院において実施している様々な施策により、赤字病院の減少や借入債務の圧縮等経営改善が進んでいるが、これらの具体的な事例は機構が運営する病院以外の他の病院にとっても参考になるものと考えられる。

このため、機構はこれらの事例を通じて得た経験やノウハウを整理し、蓄積するとともに、厚生労働省においてもこれらを活用し、他の病院の経営改善に資するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

<p>2 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>3 運営費交付金額算定の厳格化 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>4 決算検査報告指摘事項 「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>5 その他 上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>2 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>3 運営費交付金額算定の厳格化 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>4 決算検査報告指摘事項 「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>5 その他 上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>
--	--

(注)「見直し案」の下線部分については、『見直し当初案』にて記載した内容である。